

知多市指定給水装置工事事業者の新規指定に必要な書類等

書 類 名	法 人	個 人	備 考
指定給水装置工事事業者指定申請書	○	○	様式第1（第18条関係）
機械器具調書	○	○	別表（第18条関係）※次のページ参照
店舗写真（外観、屋内）及び機械器具	○	○	
誓約書	○	○	様式第2（第18条、第34条関係）
定款又は寄付行為及び登記事項証明書	○		法人の場合に限る
住民票の写し又は外国人登録証明書		○	個人の場合に限る
給水装置工事主任技術者の免状の写し	○	○	
申請事業所の住宅地図の写し	○	○	
指定給水装置工事主任技術者（選任・解任）届出書	○	○	様式第3（第22条関係）
調査票	○	○	知多市様式

別表 「機械器具調書」に記載する機械器具は、次のとおりです。

1. 法第25条の3第1項第2号の厚生労働省令で定める機械器具
 - (1) 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
 - (2) やすり、ハイクねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
 - (3) トーチランプ、パイプレンチその他の管の接合用の機械器具
 - (4) 水圧テストポンプ
2. その他（土工用機械器具）
 - (1) 掘削埋め戻し用
 - (2) 舗装用